

平成 28 年 7 月 1 日
鳥 取 労 働 局

米子労働基準監督署における文書の誤送付について

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、米子労働基準監督署（署長 仲濱 弘昭）（以下「米子署」という。）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事実を確認し、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

米子署において、A社に返送する時間外労働・休日労働に関する協定（以下「時間外労働協定」という。）の事業場控えを、誤って、B社に送付するという事案が発生した。

誤送付したA社の時間外労働協定の事業場控えには、A社における代表者及び労働者の過半数代表者それぞれの職氏名及び印影が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成 28 年 6 月 23 日、米子署にA社及びB社の時間外労働協定が郵送で届いた（両社とも、米子署届出分及び事業場控えの 2 通並びに返信用封筒が同封されていた。）。
米子署の非常勤職員 X 及び Y は、A社及びB社から届け出られた時間外労働協定の事業場控えを返信用封筒にて返送する作業を行った。
X は、時間外労働協定の事業場控えを返信用封筒に封入する作業を行った。
Y は、時間外労働協定の事業場控えが、A社あての返信用封筒及びB社あての返信用封筒に、それぞれ正しく封入されているかを確認の上、封緘する作業を行っていたが、A社あての返信用封筒からA社の時間外労働協定の事業場控えを取り出し返信用封筒の宛名と間違いないことを確認した後、誤って既に確認済みのB社あての返信用封筒に封入、封緘し、返送してしまった。
- (2) 平成 28 年 6 月 24 日、A社から「郵便が届いたが、時間外労働協定の事業場控えが封筒に入っていない。」と米子署に電話があった。
- (3) 平成 28 年 6 月 27 日、B社から、「時間外労働協定の控えが返送されたが、返信用封筒の中にA社の時間外労働協定の事業場控えも入っている。」と電話連絡があり、誤送付したことが判明したので、直ちに米子署課長がA社に電話連絡し謝罪を行った
- (4) 同日、米子署課長がB社を訪問し、謝罪のうえ誤送付したA社の時間外労働協定の事業場控えを回収した。
- (5) 同日、米子署課長がA社を訪問し、B社から回収したA社の時間外労働協定の事業場控えを返却の上、応対者に対して改めて謝罪を行ったところ、了承を得た。

4 発生原因

返信用封筒に、封入すべき書類が封入され、また、誤って関係のない書類が封入されていないかを確認した上で封緘を行うべきところ、正しく確認をしたにもかかわらず、不注意により、別の封筒へ書類を入れてしまったこと及び内容物がないことに気付かずに封緘してしまったことが原因である。

5 再発防止対策

- (1) 米子署においては、直ちに署内会議を開催し、郵便で書類を送付する際に、誤送付防止のために必ず行うこととしている、いわゆるダブルチェック（書類の封入者は、送付する書類と封入する封筒の宛名を突合し誤りがないかを確認し、さらに別の者が確認した上で封緘する。）の実施等、基本動作の実施の徹底について、職員・非常勤職員に対して指示した。

特に、封緘作業を行う場合、送付する書類と当該書類を封入する封筒の宛名が一致しているか及び封筒の宛名とは関係のない書類が封入されていないかを1件ずつ確認した都度、封緘し、その上で、次の封緘作業を行うよう指示した。

- (2) 鳥取労働局においては、直ちに、局内各部課室及び管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、本事案を文書により周知し注意喚起するとともに、個人情報の適正な管理・取扱いの徹底について指示した。

また、保有個人情報の適切な管理を徹底について、鳥取労働局管下の全労働基準監督署長を緊急に参集し、保有個人情報の適切な管理の徹底について指示を行った。

さらに、保有個人情報の適切な管理を検証するため、局内及び管下の全労働基準監督署及び公共職業安定所に対する緊急監査を実施することとしている。